

第4回評価分科会 議事概要

1 日 時 令和元年9月20日（金）13:00～14:10

2 場 所 総務省第二庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

西郷 浩（分科会会長）、北村 行伸（分科会会長代理）

【臨時委員】

岩下 真理、美添 泰人

【審議協力者】

総務省統計研究研修所新規情報活用技術研究官、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室室長補佐、農林水産省大臣官房統計部企画管理官補佐（統計調整班担当）、経済産業省大臣官房調査統計グループ鉱工業動態統計室室長、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室室長、国土交通省総合政策局情報政策課建設統計調査室調査室長、日本銀行調査統計局統計課統計総務グループ、東京都総務局統計部調整課課長代理

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官、山田統計企画管理官

統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、福田補佐、増成補佐

4 議 事

（1）令和元年度 統計委員会評価分科会審議結果報告書（案）（第1回～

第4回審議分）について

（2）当面の検討の進め方について

（3）その他

5 議事概要

（1）令和元年度 統計委員会評価分科会審議結果報告書（案）（第1回～

第4回審議分）について

総務省から、資料1に基づき、令和元年度 統計委員会評価分科会審議結果報告書（案）（第1回～第4回審議分）の説明が行われ、質疑応答が行われた。委員意見により何点か修正が行われ、取りまとめられた。

主な発言は以下のとおり。

ア 「Ⅱ－1 建設工事統計調査（施工調査）の欠測値補完の見直しについて」
関係

- ・「ウェイト調整法」という言葉が説明や定義も無しに出てくると解らない。
「資料の15ページに記載した方法（「以下ウェイト調整法」という）」と記載し、補完の方法が解るようにするべき。
- ご提案通り訂正する。
 - ・ノンレスポンスを何というかも決まっておらず、統計委員会の文書でも、非回答、未回答、無回答などいろいろな言い方がある。他の文書と照らし合わせて、統一させていただくかもしれない。

イ 「Ⅱ－2 建築着工統計調査の補正調査の見直し移行期の集計方法について」関係

- ・p.6下から2行目の「層別化」は「層化」、2. 1) i)に記載のある「層別区分」は「層区分」が正しい。
- ・「2.」の検討についても、「1.」の検討と同様に、「評価分科会は・・高く評価する」という点を記載すべき。
- ご提案通り訂正する。

ウ 「Ⅱ－3 経済産業省生産動態統計調査の欠測値の補完について」関係

- ・「クロスバリデーション」という言葉が2回も出てくるが、この言葉をあまり強調するのもどうかと思う。P.7上から11～12行目の「シミュレーションによるクロスバリデーション」を「クロスバリデーションに類似したシミュレーション」に修正し、P.7下から5～6行目の「シミュレーションによるクロスバリデーションの結果」を「シミュレーションによる検証の結果」に修正する。
- ・3.1)一段落目に「データの使用期限」と出てくるが、「使用期限」とはどのようなものなのかわかりやすいように書き直してもらいたい。
- ・平成30年度施行状況報告とこの評価分科会の関係はどうなっているのか、評価分科会と独立に作成された施行状況報告に基づいて、評価分科会でこの手順を検討したという位置づけになるのか。

→第3回評価分科会に資料として施行状況報告の関係部分を提出し、審議に役立てていただいた。

- ・7ページ下から3～4行目に「データの取り扱いについて疑義があり」と記載されているが、疑義の内容がわからない。資料にも出て来ない。「データの取り扱いについて疑義があり更なるデータの精査が必要であると判断されるものの」については削除し、8ページ2行目の「一方、暫定的であったとしても」の前に、「ただし、データの取り扱いについては〇〇の疑義があり、更なるデータの精査が必要であると判断される。」と記載してはどうか。疑義の内容は具体的に記載るべき。

→疑義の内容について議事録を照会して具体的に記載することとする。

- ・P. 8の2～3行目の「統計委員会評価分科会の審議において」は、当然のことなのでいらないのではないか。

→確かに当然のことなので、削除する。

- ・全体としてLOCF法が良さそうだという議論をしているが、欠測がランダムに起こっていればそのような方法も考えられるが、そうでは無い統計もあり、そのような点を見ながら補完は考えた方が良い。早急にLOCF法で決まりというような書き方はすべきでない。

→LOCF法は伸び率ゼロとして比率補完。伸び率ゼロという想定がどのような時に妥当かというと、あまり変化がない状態ではそうだということ。傾向的な動きが無いときは、伸び率を想定してかけても、何もしないのとそう変わらないということになるが、全てのデータがそうなるとは限らない。はっきりした傾向があるときにLOCF法は使えない。一般的に、他の品目や他の調査に導入を広げることができるまでの検証が行われたとは言えない。

- ・LOCF法の導入については「今回検証したものについては」という限定の記述をいれたらどうか。

→そのような記述を追記する。

- ・p. 7の3. 1) iii)にある「検証を行っていない自動車等に含まれる品目以外の品目についても、上記i)及びii)のルールを暫定的に導入すること」とあることについて、慎重に検証すべきという記載をp. 8の最後の段落に入れてほしい。

→そのような記述を追記する。

(2) 当面の検討の進め方について

総務省から、資料2に基づき、当面の検討の進め方について説明が行われ、質疑応答が行われた。今年度中は、資料2に基づき進めていくことが了承された。

主な発言は以下のとおり。

- ・欠測値に対する一般的な対応の検討は重要な問題だと思うが、とても難しい問題。「各府省研究成果の共有化」については、経産省調査について私も協力しておおがかりな分析をしたことがありそれをここで紹介していただくとちょうど良いのでは。財務省もかなりしっかりした研究をしている。総務省でも多くの研究をしているので、それらを共有するのにこの場はちょうど良い。「「欠測値に対する一般的な対応」の整理」は難しい。誰が検討するのか少し心配。統計委員会担当室の負担が重くならないか。大学の研究者を一緒に巻き込んで研究しようということができればいいが、今年度中はそれが十分にできないでは。今年度中に結論を出すのでは無いということであれば良い。

→欠測値に対する対応は調査によってあり方が違っている。あまり一般的な対応について結論を出すということにはこだわないと私も思う。一般的な結論を出すということを今年度の評価分科会のマンデートとはしないということであろうしいかと。

(3) その他

- ・次回の評価分科会の場所と日程は改めて調整する旨、事務局から案内された。

以上